

質問 5-3 国道交通省防災課から平成 20 年 6 月 26 日付けで災害復旧工事に耐越水堤防に関する通達が出ていますが、耐越水堤防を前提とした治水計画の前例はないと説明されていることと矛盾が生じているのではないのでしょうか。

(回答)

- 平成 20 年 6 月 26 日付けの通達は、6 億円以上の災害復旧助成事業の実施内容にあった氾濫流対策のうち、側帯と輪中堤については、6 億円未満の災害関連事業でも実施できるようになったことを通知したものであり、氾濫流対策のひとつである耐越水堤防(巻堤)については、従前の扱いと変わりません。
- 耐越水機能について技術的知見が明らかになっているものではなく、ここでいう「耐越水」とは越水によって壊れないということを行っているものではありません。災害復旧助成事業という緊急性の高い事業において、災害時の降雨の規模が極めて大きく、被災流量を下回る流量で当該事業を実施せざるを得ない場合に限り、三面を護岸等で被覆した巻堤を局部的かつ暫定的に整備することを可能としたものであり、矛盾しているものではありません。
- なお、平成 20 年 11 月 7 日付け通達「氾濫流対策を取り込んだ改良復旧事業の実施について」(国河防第 483 号)により、以下のとおりとなっています。

○氾濫流対策

・~~耐越水堤防~~ ← 巻堤 →

災害復旧助成事業において、降雨の規模が極めて大きく被災流量を下回る計画流量を設定せざるを得ない場合、破堤又は欠壊など堤防に重大な被害が生じた箇所について実施

※本質問は、平成20年8月25日に開催された滋賀県議会「琵琶湖淀川水系問題対策特別委員会」において、滋賀県から寄せられた質問に対して近畿地方整備局から回答した内容を中心に整理したものです。なお、現在は時点更新も含め内容を精査しており、最新の情報ではない場合があります。